

市会議第36号

我が国の領土・主権の護持等に関する意見書の提出について

我が国の領土・主権の護持等に関する意見書を次のとおり提出する。

平成24年10月26日提出

提出者 市会議員 井上 与一郎 ほか40名
〔自民党市議団、公明党市議団、
京都党市議団、
みんなの党・無所属の会〕

平成 年 月 日

衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、
総務大臣、外務大臣、国土交通大臣 宛て

京都市会議長名

我が国の領土・主権の護持等に関する意見書

一昨年から、北方領土、竹島、尖閣諸島での我が国の主権を揺るがす事件が相次いで発生している。

中国政府は、尖閣諸島周辺の我が国の領海に国家海洋局の監視船を侵入させ、また、反日デモを容認した結果、デモは暴徒化し、日本大使館への投石、日系企業に対する破壊・略奪行為が繰り返され、多くの在留邦人の生命と安全が脅かされる深刻な事態となった。

これらの行為は、絶対に許されず、これまで築いてきた日中関係を根本から覆すものである。これまでの尖閣諸島沖での中国漁船衝突事件、ロシア大統領の北方領土への不法上陸、韓国大統領の竹島への不法上陸、また、常軌を逸しているとしか言いようがない韓国大統領の天皇陛下に対する発言、そして、香港の民間活動家による尖閣諸島への不法上陸など、絶対に看過することはできない。

よって国におかれでは、我が国の領土・主権の護持及び在留邦人・日系企業の安全確保などに関し、次の事項について速やかに万全の措置を講じるよう強く求める。

記

- 1 中国政府に対し、在留邦人・日系企業に対する徹底した安全の確保及び破壊行為により日系企業等が被った損害に対する賠償を強く求めること。
- 2 我が国の領土・領海における主権を護持するための毅然とした対応の下、領土・領海に関する必要な法制度の整備や、海上保安庁等の体制強化を早急に行うこと。
- 3 北方領土、竹島、尖閣諸島は、我が国固有の領土である。今後は、歴史的・国際法的根拠及び我が国の主張の正当性を、広く国際社会に示す外交努力を行うこと。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。